

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第14号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(電子情報処理組織による申請等) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 第1項の規定による申請等を行う者は、公安委員会が別に定めるものを除き、公安委員会等から事前に交付された識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、公安委員会が別に定める申請等を行う者は、申請等を行うときに、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る次のいずれかの電子証明書を併せて送信するものとする。 (1) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する <u>電子証明書</u> (2)・(3) [略] 5～8 [略]	(電子情報処理組織による申請等) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 第1項の規定による申請等を行う者は、公安委員会が別に定めるものを除き、公安委員会等から事前に交付された識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、公安委員会が別に定める申請等を行う者は、申請等を行うときに、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る次のいずれかの電子証明書を併せて送信するものとする。 (1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する <u>署名用電子証明書</u> (2)・(3) [略] 5～8 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。